

重点候補21

地方自治体が条例で定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の範囲を拡大するよう見直し

## マイナンバー制度における情報提供ネットワーク システムの情報照会項目の見直し

7

重点番号21: 地方公共団体が条例で定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の範囲を拡大するよう見直し(九州地方知事会(大分県))

平成28年7月15日

九州地方知事会  
(大分県)

# 今回の提案について

## (1) 提案項目

マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し

### 独自利用事務で情報照会が可能な特定個人情報の範囲について

○地方税関係情報(所得証明書)について、独自利用事務において照会する情報の項目(市町村民税所得割、市町村民税均等割など)が、準ずる法定事務が照会する項目と一致することが必要。**準ずる法定事務が照会しない項目は、独自利用事務において照会できない。**照会できる項目については、データ標準レイアウトで具体的に規定されている。

(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」に基づく情報連携に関するQ&A(平成28年2月22日時点(以下、「保護委員会Q&A」という。))Q1-14回答 個人情報保護委員会)

【情報照会者側情報】

| 情報照会者     | 手続名     |         | 手続名     |         | 手続名     |         |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|           | 事務手続①   | 事務手続②   | 事務手続③   | 事務手続④   | 事務手続⑤   | 事務手続⑥   |
| 情報照会条件①   | 情報照会者A  | 情報照会者A  | 情報照会者B  | 情報照会者B  | 情報照会者C  | 情報照会者C  |
| 使用データ項目一覧 | 使用データ項目 | 使用データ項目 | 使用データ項目 | 使用データ項目 | 使用データ項目 | 使用データ項目 |
| ○         | ○       | ○       | ○       | ○       | ○       | ○       |
| ○         | ●       | ○       | ○       | ●       | ○       | ○       |
| ○         | ○       | ○       | ○       | ○       | ○       | ○       |
| ○         | ○       | ○       | ○       | ○       | ○       | ○       |
| ○         | ○       | ○       | ○       | ○       | ○       | ○       |
| 備考        |         |         |         |         |         |         |

【情報提供者側情報】

| データ項目    | データ型 | 備考 |
|----------|------|----|
| データ項目[1] | 文字列  |    |
| データ項目[2] | 文字列  |    |
| データ項目[3] | 文字列  |    |
| データ項目[4] | 数値   |    |
| データ項目[5] | 文字列  |    |

特定個人情報

データ標準レイアウトとは、**情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針**とともに定められている。共通指針とデータ標準レイアウトにより、各事務手続に対して提供を行う**特定個人情報内のデータ項目を規定**している。

特定個人情報データ標準レイアウト(事務手続対応版) [文書 1-2]における規定の例

出典: 情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報取扱いに係る共通指針 内閣官房社会保障改革担当室

# 支障事例 1

## 法定事務（難病患者の医療費助成）と 独自利用事務（肝炎治療費の助成） の項目不一致

※平成28年6月29日付個人情報保護委員会事務連絡のQ&Aによる追加

### 【肝炎治療費の助成に係る提案内容の経過】

- ・当初は「感染症法に係る入院費の支給事務」に準ずる独自利用事務に係る項目
- ・不一致として提案していたが、「難病患者の医療費助成事務」に準ずる独自利用事務として情報連携が可能となる旨の方針が28年6月29日に個人情報保護委員会から示された。
- ・情報照会の対象者は難病と肝炎では異なるものの、個人情報保護委員会から示されているQ&Aの15番の解釈により、必要な対象者の情報は入手できると確認済み。（保護委員会Q&A）
- ・しかしながら、一部の申請(※)では、必要な項目(扶養控除情報)が不足することから本支障事例として挙げている。

### 【難病患者の医療費助成に必要な項目】

- ・合計所得金額 ・市町村民税(所得割) ・市町村民税(均等割)
- ・年金収入額

## 平成27年度(平成26年分)市民税・県民税 所得・税額証明書(その2)

|                      |                           |  |
|----------------------|---------------------------|--|
| 住所                   | 氏名                        | 生年月日                                     |
| 賦課期日現在の住所            |                           |  |
| 氏名                   |                           |  |
| 平成27年度課税<br>(平成26年分) | 総所得金額<br>山林所得金額<br>退職所得金額 | 均等割<br>市民税<br>県民税<br>年税額                 |
|                      | ¥6,870,436<br>¥0<br>¥0    | ¥3,000<br>¥1,500<br>¥180,100<br>¥454,800 |

|            |       |           |          |
|------------|-------|-----------|----------|
| 給与・総収入額    | 年金収入額 | 農業所得      | 不動産所得    |
| 総所得額       | 雑所得   |           |          |
| ¥8,284,595 | ¥0    | ¥-212,794 | ¥827,095 |
| ¥6,256,135 | ¥0    | *****     | *****    |
| *****      | ***** | *****     | *****    |
| *****      | ***** | *****     | *****    |

|         |         |         |          |
|---------|---------|---------|----------|
| 医療費控除   | 社会保険料   | 生命保険料   | 配偶者控除    |
| ¥59,400 | ¥33,000 | ¥28,000 | ¥330,000 |
| *****   | *****   | *****   | *****    |
| *****   | *****   | *****   | *****    |

備考欄には、総所得、土地等に係る事業所得等の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額及び長期・短期譲渡所得(特別控除前)の金額の合計額を記載しています。

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日 市長

## 平成27年度(平成26年分)市民税・県民税 所得・税額証明書(その2)

|                      |                           |  |
|----------------------|---------------------------|--|
| 住所                   | 氏名                        | 生年月日                                     |
| 賦課期日現在の住所            |                           |  |
| 氏名                   |                           |  |
| 平成27年度課税<br>(平成26年分) | 総所得金額<br>山林所得金額<br>退職所得金額 | 均等割<br>市民税<br>県民税<br>年税額                 |
|                      | ¥6,870,436<br>¥0<br>¥0    | ¥3,000<br>¥1,500<br>¥180,100<br>¥454,800 |

|            |       |           |          |
|------------|-------|-----------|----------|
| 給与・総収入額    | 年金収入額 | 農業所得      | 不動産所得    |
| 総所得額       | 雑所得   |           |          |
| ¥8,284,595 | ¥0    | ¥-212,794 | ¥827,095 |
| ¥6,256,135 | ¥0    | *****     | *****    |
| *****      | ***** | *****     | *****    |
| *****      | ***** | *****     | *****    |

|         |         |         |          |
|---------|---------|---------|----------|
| 医療費控除   | 社会保険料   | 生命保険料   | 配偶者控除    |
| ¥59,400 | ¥33,000 | ¥28,000 | ¥330,000 |
| *****   | *****   | *****   | *****    |
| *****   | *****   | *****   | *****    |

備考欄には、総所得、土地等に係る事業所得等の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額及び長期・短期譲渡所得(特別控除前)の金額の合計額を記載しています。

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日 市長

### 【肝炎治療費の助成に必要な項目】

- ・市町村民税(所得割)
- (情報提供ネットワークシステムでは取得できない項目)
- ・扶養控除情報

### 肝炎治療費の助成実績(H26)

約 102,000人(全国)  
約 15,000人(九州・沖縄)  
※大分県調

(※)同一世帯に複数の所得者がいる場合(概ね申請者の1割程度)は、必要な書類(所得・課税証明×世帯員数)を市町村窓口で取得した上で再度、県に書類を提出する必要がある。